

議案第十八号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項から第八項までを一項ずつ繰下げ、第五項の次に次の一項を加える。

（超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十三条の四第一項の事業所得又は雑所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とあるのは「法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例附則第六項の規定は、昭和六十三年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。